

公募型見積り合わせ「オープンカウンター」実施のお知らせ

公正取引委員会では、競争性の更なる向上等を目的として、平成29年1月以降、物品調達等の一部（少額案件）について、「オープンカウンター」を実施しています。

オープンカウンターを実施する案件については、調達ポータル（公正取引委員会ホームページからもアクセスできます。）において、公示しています。

見積り合わせに参加しようとする者は、別添の「オープンカウンター参加説明書」及び公開する公示文書、仕様書等に従って、見積り合わせに御参加ください。

※「オープンカウンター」とは、少額の物品調達等の見積り合わせにおいて、発注者が見積りの相手方を特定することなく、調達内容、数量等を公開し、見積り合わせに参加を希望する者から見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方式をいいます。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係 電話 03-3581-5474（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

オープンカウンター参加説明書

1 対象案件

少額の物品購入、物品製造（印刷を含む。）及び役務の提供

2 公開方法

対象案件の公開は、調達ポータルへの掲載により行う。

※ 公正取引委員会のホームページからも「調達ポータル」にアクセス可能。

3 参加資格

見積り合わせに参加することができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で、競争参加資格を有する者であること。（資格の等級については案件ごとに指定する。）
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 内閣府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) その他、対象案件ごとに見積り合わせの参加に必要な資格を設定している場合は、当該資格を有する者であること。

4 見積書の提出

- (1) 見積り合わせに参加する者は、本説明書、公示文書、仕様書等に従って、見積書を作成しなければならない。この場合において、本説明書、公示文書、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
なお、見積書提出後、これらについて不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の様式は任意（公示文書等において、様式、記載方法等が示されている場合はそれによるものとする。）とするが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額とする。
- (3) 見積書は、支出負担行為担当官が示した日時までに提出しなければならない。
- (4) 見積書は、原則として、公示文書及び仕様書に記載の方法により提出しなければならない。ただし、これらの方法による提出が難しい場合には、問い合わせ先に連絡し指示を仰ぐこと。
- (5) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

- (6) 見積書作成、提出等に係る費用は、見積り合わせに参加する者が全てを負担する。
- (7) 見積書提出の際に、前記3(1)及び(4)の参加資格を持つことを証明する書類の写し等を提出しなければならない。

5 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 公示文書等に示した見積り合わせの参加に必要な資格のない者が提出した見積書
- (2) 提出期限までに提出されなかった見積書
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (4) 明らかに連合によると認められる見積書
- (5) 同一の案件について2通以上提出された見積書
- (6) 前記のほか、当委員会の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備せず提出された見積書

6 契約の相手方の決定

- (1) 見積り合わせは、原則、見積書提出期限の日に当委員会の契約事務に関係のない職員立会いの上、非公開で行い、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を見積もった者を契約の相手方とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格見積者が2者以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きは、当委員会の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当委員会ホームページにおいて、案件名、契約者名及び契約金額を公表する。
- (4) 契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積り合わせに参加した者に対し、追加資料の提出を求めることがある。

7 契約の締結等

- (1) 契約書又は請書の作成の要否等については、支出負担行為担当官の指示に従うこと。支出負担行為担当官の指示に従えない者は、その見積りの効力を失う場合がある。
また、契約の相手方に決定した者が契約を結ばないときは、損害賠償の請求等を受けることがある。
- (2) 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等、不正不誠実な行為をした場合には、契約の解除、損害賠償の請求等を受けることがある。

以 上